

プロジェクト

ト ウ カ イ ゼ ロ

TOUKAI (東海 倒壊) -0

自分の命は
自分で守る
～地震に強いわが家にしよう～

<令和7年度の補助事業等について>

※申請期限：令和8年1月30日まで (※各補助金は予算に達した時点で終了となります)
事業完了期限：令和8年2月27日まで

<補助のながれ>

専門家の無料耐震診断

※令和7年度で終了



<対象>

昭和56年5月以前に工事着手
された木造住宅

診断無料！
申込みは電話1本で！



補強計画一体型

(補強計画の策定と耐震補強工事を一括で申請)

※令和7年度で終了

(一般世帯)

補助額：上限 **1,000,000 円**

(高齢者等の世帯 ※1)

補助額：上限 **1,200,000 円**

対象工事費の8割以内



※予定件数 100件

※注意

- ・補強計画策定から耐震補強工事を令和8年2月27日までに完了する必要があります。
- ・補助金の対象は工事費のみです。

※1「高齢者等の世帯」とは

- ① 居住者のすべてが65歳以上か、②65歳以上と15歳未満又は18歳未満の就学者のみが住んでいる場合、または、③次のいずれかに該当する方が居住する世帯です。
- ・身体障害者(1級又は2級)、要介護者又は要支援者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

住宅の耐震補強工事を完了すると…

※それぞれ申請手続きが必要です。

- | | | |
|----------------|-----|--|
| 所得税 | ・・・ | 確定申告をすると、その年の所得税から最大25万円控除されます。
(令和7年12月31日までに耐震補強工事を実施したもの) |
| 固定資産税
(家屋分) | ・・・ | 工事完了後3ヶ月以内に課税課で手続きすると、1年間、固定資産税
(1戸当たり120平方メートル相当部分まで)が1/2に減額されます。
(令和8年3月31日までに耐震補強工事を実施したもの) |

問合せ先・申込先： 焼津市 建築住宅課 (本庁舎5階)
電話： 054-626-2169

※各事業の詳細は、お問い合わせください。

木造住宅以外の耐震診断

補助額の上限は、次の基本額の2/3

対象は昭和56年5月以前に着手されたもの

(基本額) 延べ面積×下記の㎡単価

住宅以外 1,050 円/㎡～3,670 円/㎡

※診断建物の延べ面積により㎡単価が異なります。

非木造住宅 上限 136,000 円/戸



危険なブロック塀等の撤去費用の補助

対象要件

道路からの高さが60cmを超える塀等で、地震等により倒壊・転倒の恐れのあるものについて、基礎を除く全ての部分を撤去する場合。

※事前に補助対象の塀等であるか市職員が現地の確認に伺います。

事業完了期限：令和8年2月27日まで

① 通学路・緊急輸送路沿い 市基準額 12,000 円/メートル

② 避難経路沿い 市基準額 9,000 円/メートル

補助上限額 200,000 円

※補助額は、撤去費用の見積額と市基準額により算出した金額とのいずれか低い額に補助率(2/3)を乗じて算出します。



耐震シェルター 防災ベッド

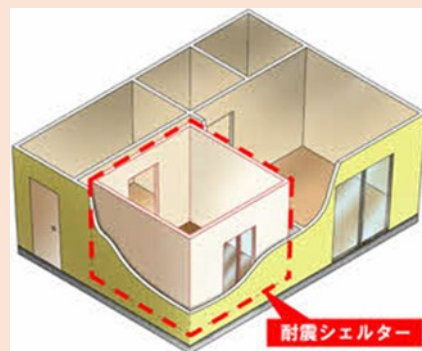
購入・運搬・設置費用を助成します。

補助額：上限 550,000 円

(本体設置費：上限 500,000 円
+ 床下工事費：上限 50,000 円)

＜対象要件＞

昭和56年5月以前に着手された木造戸建住宅で、65歳以上の者のみの世帯または障害者等のみの世帯が居住する住宅



密集住宅市街地の住宅の耐震化に関する助成

対象区域

本町～小川新町周辺地区

石津～田尻北周辺地区

対象は昭和56年5月以前に工事着手されたものが対象です。



木造住宅の解体



補助額：上限 400,000 円

※現在居住していること

※注意

補助対象となる住宅要件があります。

(建築年や耐震性等)

